

生活・雇用

住宅手当緊急特別措置事業

住居を喪失または喪失するおそれのある離職者に対して、住宅手当を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

内容 住宅手当の支給、就労支援支給額 生活保護の住宅扶助基準額以内（6カ月以内）

実施期間 平成23年度まで実施予定
対象者 支給申請時に以下の要件全てに該当する方が対象となります。

- ① 2年以内に離職した方
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方
（※喪失のおそれのある方は次の⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）
- ⑤ 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計を一緒とする同居の親族の収入の

合計が次の金額以下であること。

◇ 単身世帯 8・4万円

◇ 複数世帯 17・2万円

⑥ 生計を一緒とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

◇ 単身世帯 50万円

◇ 複数世帯 100万円

⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付（就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等）、自治体が実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

問合せ 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎内
保護課内住宅確保就労支援員
☎0949・22・5696

福岡県最低賃金改正について

福岡県最低賃金が改正されました。使用者も、労働者も「最低賃金」を必ずチェックしましょう。

福岡県最低賃金

1時間 680円

（※適用は平成21年10月16日から）
問合せ 福岡労働局労働基準部賃金課

☎092・411・4578

育児・介護休業法が改正されます！

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます！

問合せ 福岡労働局雇用均等室

☎092・411・4894

中高年求職者のための再就職相談実施中！

福岡県では「福岡県中高年就職支援センター」及び県内各ハローワーク等において、専門のコンサルタントによる無料の再就職相談を行っています。ぜひ、ご利用ください。

内容 労働市場の現状を踏まえた個別カウンセリングによる適性診断。求人案件の見つけ方、面接のポイント等

対象者 概ね40歳以上60歳未満の求職者（福岡県在住の方）

受付場所 ～平成22年3月まで

（※要事前申込み）

相談場所 ハローワーク飯塚

（※祝日を除く毎週金曜日開催）

申込・問合せ 福岡県中高年就職支援センター

☎092・415・1791

1人でも雇ったら入ろう「労働保険」

労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入することが法律で義務付けられています。

また、加入手続きをとられていない事業主の方は、従業員の方が安心して働けるよう、所轄の労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で加入の手続きを行ってください。

問合せ 福岡労働局総務部労働保険適用室

☎092・434・9835

相談・法律

労働問題相談会を開催します！

解雇、賃金未払い、労働条件の切り下げ、いじめやセクハラなどの職場での悩みがありませんか。

専門の相談員が早期解決のお手伝いをします。秘密は厳守されます。

日時 12月7日(月) 13時～16時

場所 桂川町住民センター2階

その他 相談料は無料で予約も不要です。
問合せ 福岡県筑豊労働者支援事務所

☎22・1149